

請 願 文 書 表  
(令和4年第2回定例会)

請 願 第 2 号	令和4年5月31日受理
付 託 委 員 会	総務常任委員会
件 名	「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（土地利用規制法）」廃止の意見書提出を求める件
紹 介 議 員	飯 川 英 樹 議員
請 願 要 旨	<p>【請願の趣旨】</p> <p>昨年6月16日閉会の通常国会で成立した「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（土地利用規制法）」は八千代市においても関係する法律です。</p> <p>同法で、内閣総理大臣は閣議決定した基本方針に基づき、重要施設の敷地のおおむね1000メートル周囲や、国境離島等の区域内に「注視区域」や「特別注視区域」を指定することができ、その区域内にある土地及び建物の利用に関し、調査や規制をすることができます。</p> <p>政府は運用の基本方針を今春にまとめ、今夏にも監視対象区域を決定しますが、既に2013～20年度にかけて防衛省は全国約650の米軍・自衛隊基地に隣接する土地の調査を行っていたことが国会審議の中で明らかにされました。その中には自衛隊習志野基地が含まれており、その点から考えれば今夏に決定する重要施設・監視区域に習志野自衛隊基地及びその周囲が指定される可能性が非常に高いと考えられます。</p> <p>同法では、上述のとおり、政府は「注視区域」内にある土地・建物の所有者や貸借人などの情報を集め、必要なら利用状況に関する報告を求めることができます。</p> <p>また、その所有者や貸借人による、重要施設などの「機能を阻害する行為」や「機能を阻害する明らかなおそれ」がある場合は内閣総理大臣が利用中止の勧告・命令を行うことができるとし、命令に応じない場合、2年以下の懲役または200万円以下の罰金を科すことができます。</p> <p>しかし同法の「機能を阻害する行為」が具体的に何であるかは法律では定められておらず、「その他政令で定めるもの」「内閣府令で定める事項」としてお</p>

請 願 文 書 表  
(令和4年第2回定例会)

り、国会のチェックは及びません。この点が同法の成立に対し多くの市民が反対の声をあげ、野党がその成立を阻むために深夜までの国会攻防を繰り広げた主たる理由です。

習志野基地周辺は住宅地であり、多くの人々が暮らしています。その人達の行動、思想信条、家族や交友関係などが政府によって監視、調査、把握される法律は基本的人権が保障された民主主義の現代に相応しいものではありません。

また習志野自衛隊演習場で行われている降下訓練での低空飛行や砲撃音、時には夜間にも及ぶヘリコプター訓練の大きな音、現に発生している場外降着事故など、近隣住民は我慢を強いられています。

同法の下では、基地に対して騒音や恐怖心の被害を訴えることが、「施設の機能を阻害する行為」に抵触するのではと考え、憚られることになるでしょう。

また調査の対象は会社の社員や施設の入居者にも及び、しかも継続した調査も否定されていないため、日常的な監視が行われることとなります。

そして同法の第7条2では「関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、前項の規定による求めがあったときは、同項に規定する情報を提供するものとする。」とあります。しかし八千代市長が政府の求めに応じて基地周辺の土地利用者つまり八千代市民の情報を提供することは「八千代市個人情報保護条例」に明確に反するのはもとより、憲法が保障している基本的人権をも脅かすものではないでしょうか。

さらに「特別注視区域」に指定された場合は200平米（約70坪）以上の面積の土地売買には氏名、国籍などの事前の届け出を義務付けるとしており、無届けや虚偽の届け出をした場合には懲役または罰金が科されます。これは土地の売買という自由な商取引を規制するものであり、習志野基地周辺の土地の売買が行われにくくなり、その結果、基地周辺の土地の人气が下がり、地価の低下が危惧されます。

これらのことより下記の事項を請願します。

**【請願内容】**

1. 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（土地利用規制法）」の廃止を求める意見書を提出

請 願 文 書 表  
(令和4年第2回定例会)

してください。

2. 八千代市としてこの法に関する市民の情報を政府に提供しないでください。